

吉備中央町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

概要版

1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画であり、「温対法」第 21 条第 1 項に基づき、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合に、策定と公表が義務付けられています。

本計画は、町自らが地域における一事業者・一消費者として、全職員参加のもと、事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することにより、地球温暖化の防止に寄与します。また、計画の実施状況を積極的に公表することで、町民・事業者の地球温暖化対策の取組を促進することを目的とします。

(2) 位置づけ

本計画は、法令を遵守するとともに、上位計画である「第 2 次吉備中央町総合計画」、「吉備中央町公共施設等総合管理計画」等、各種環境関連計画及びまちづくりに関する他分野の関連計画等の整合性に配慮しながら、関係部局との連携等を図り、全庁的に取り組んでいくものとしします。

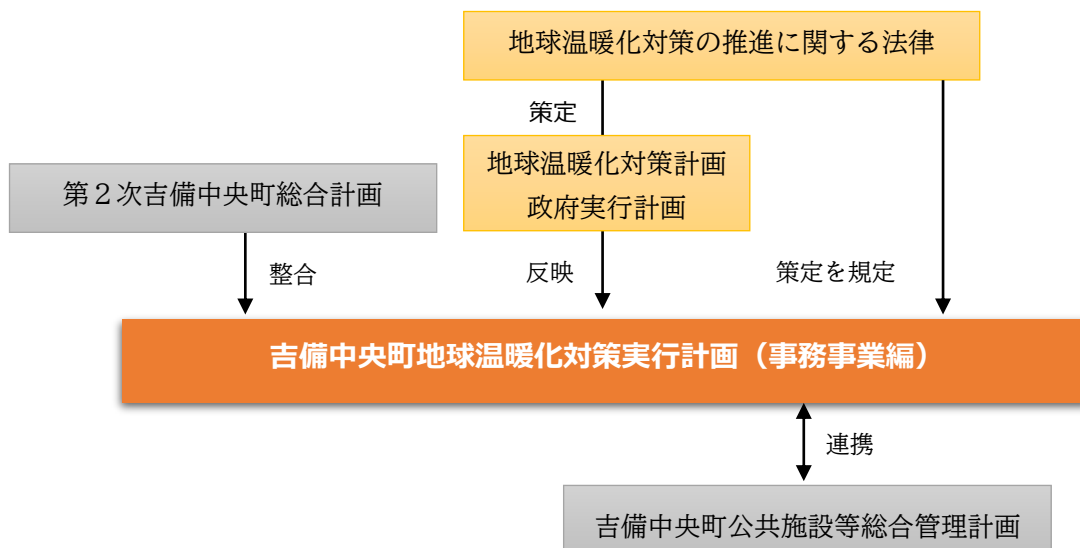


図 1 本計画の位置づけ

(3) 計画の基準年度・計画期間

- ❖ 基準年度は、2024（令和6）年度とします。
- ❖ 計画期間は、2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の5年間とします。
- ❖ 目標年度は、短期目標を2030（令和12）年度、中期目標を2035（令和17）年度、長期目標として2040（令和22）年度に設定します。

(4) 対象範囲

- ❖ 対象とする事務・事業は、本町の事務及び事業に関わる全組織（指定管理を含む）とします。
- ❖ 対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）のみとします。

2 基準年度の活動量及び温室効果ガス排出量

- ❖ 2024（令和6）年度（以下、「基準年度」という。）の温室効果ガス総排出量は3,293t-CO₂です。
- ❖ 電気や燃料など活動項目ごとの排出構成では、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が全体の80.0%と最も多く、次いで灯油（7.1%）、軽油（5.8%）、ガソリン（5.1%）、LPG（1.5%）、A重油（0.5%）となっています。
- ❖ そのため、温室効果ガスの排出削減は電気使用に関する取組を推進していくことが有効的です。

表1 基準年度の活動量及び温室効果ガス排出量

項目別	基準年度 (2024年度)		
	使用量	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
電気	5,063,874 kWh	2,633	80.0%
A重油	5,852 L	16	0.5%
LPG	8,480 m ³	51	1.5%
灯油	94,242 L	235	7.1%
ガソリン	72,290 L	168	5.1%
軽油	73,867 L	191	5.8%
合計		3,293	100%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

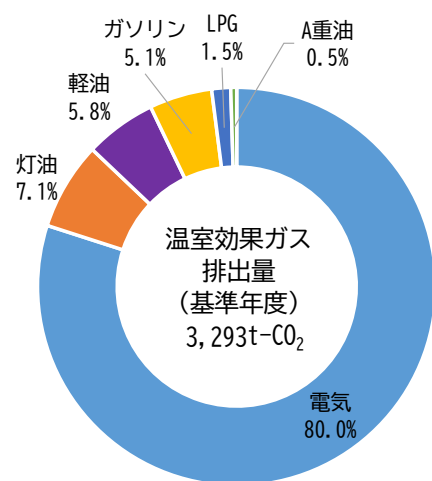


図2 基準年度の温室効果ガス排出構成

3 温室効果ガス削減目標

本計画の温室効果ガス削減目標は、以下のとおりです。

短期目標（目標年度：2030（令和12）年度）

2024（令和6）年度（基準年度）比 : 18%（593t-CO₂）削減
 2030（令和12）年度排出量 : 2,700t-CO₂

中期目標（目標年度：2035（令和17）年度）

2024（令和6）年度（基準年度）比 : 33%（1,087t-CO₂）削減
 2035（令和17）年度排出量 : 2,206t-CO₂


長期目標（目標年度：2040（令和22）年度）

2024（令和6）年度（基準年度）比 : 47%（1,548t-CO₂）削減
 2040（令和22）年度排出量 : 1,745t-CO₂

4 目標達成のための取組体系

以下の4つの基本方針と具体的な取組内容を定めます。

表2 本町の取組体系

基本方針	具体的な取組内容
1. ビジネススタイルの向上 	①日常的な取組の推進 ②職員研修会の実施 ③環境価値の創出
2. 環境にやさしい物品等調達への推進 	①環境にやさしい自動車の導入 ②環境にやさしい電力調達の推進 ③グリーン購入の推進 ④地域産材利用の木造・木質化の推進
3. 建築物の省エネ強化 	①LED照明の導入 ②高効率省エネルギー設備等の導入 ③建築物のZEB化
4. 再生可能エネルギーの最大限導入 	①公共施設への太陽光発電設備・蓄電設備の導入促進 ②ペロブスカイト等の次世代太陽電池の率先導入

5 具体的な取組施策

(1) 基本方針1. ビジネススタイルの向上

① 日常的な取組の推進（一部抜粋）

ア 空調・換気に関する取組

取組主体	取組内容（一部抜粋）
施設全体	<ul style="list-style-type: none"> ●カーテン、ブラインドにより、日射を調整する。夏期は冷房中や帰る前に日射を適切に遮蔽し、冬期は日射を取り入れる。 ●夏期はゴーヤ等のつる性植物による窓際の緑化（緑のカーテン）等により、空調効率を高める。
課または所属	<ul style="list-style-type: none"> ●快適性を損なわない範囲で、室内温度・湿度の適正な管理を行う（夏期は28℃、冬期は20℃が目安）。 ●執務室、会議室等の室温を許容範囲で緩和する（1℃の緩和で10%の省エネ）。
職員一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> ●使用されていない部屋の空調を停止する（会議終了後の空調停止含む）。 ●クールビズ・ウォームビズの奨励と組み合わせ、庁舎、施設等の空調の温度管理を適正（冷房28℃、暖房20℃が目安）に行う。

イ 照明に関する取組（一部抜粋）

取組主体	取組内容（一部抜粋）
施設全体	<ul style="list-style-type: none"> ●設備の運用改善や設備の保守・管理に関する取組の遵守、強化を図る。 ●照明器具の定期的な保守及び点検を行う。適正な照度を維持するため、照明器具を定期的に清掃する。
課または所属	<ul style="list-style-type: none"> ●照度を適正化するため、JIS「照度基準総則」に基づき、必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。 ●必要な場所のみ点灯できるよう、照明スイッチ周辺に点灯場所を細分化したものを明示する。また、消灯ルールの設定、周知、点検を行う。
職員一人ひとり	<ul style="list-style-type: none"> ●空室、不在時等のこまめな消灯を行う。 ●日中、日当たりのよい場所では照明をこまめに消す。

ウ 給湯に関する取組（一部抜粋）

取組主体	取組内容（一部抜粋）
施設全体	<ul style="list-style-type: none">●設備の運用改善や設備の保守・管理に関する取組の遵守、強化を図る。●ボイラー等は定期的にメンテナンスを実施する。
職員一人ひとり	<ul style="list-style-type: none">●給湯温度の設定を衛生上可能な範囲で低く調整し、給湯エネルギー消費量や配管の熱損失を減らす。●給湯器や湯沸かし器などは季節に合わせた設定温度に調節する。

エ 事務用機器等に関する取組（一部抜粋）

取組主体	取組内容（一部抜粋）
課または所属	<ul style="list-style-type: none">●低電力モード機能搭載のOA機器は、低電力モードに設定する。●パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる。
職員一人ひとり	<ul style="list-style-type: none">●昼休み、時間外勤務時は、業務に支障のない範囲でOA機器の電源オフを励行する。●電気ポット、コーヒーマーカーの使用を自粛する。

オ 公用車使用に関する取組（一部抜粋）

取組主体	取組内容（一部抜粋）
課または所属	<ul style="list-style-type: none">●道路状況（工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等）について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける。●給油量と走行距離から燃費を計測し、取組の指標とする。
職員一人ひとり	<ul style="list-style-type: none">●アイドリングストップの徹底や急発進・急加速の回避など、「エコドライブ10」を励行する。●近距離の移動時には徒歩や自転車を利用し、可能な限り公用車の使用を抑制する。

② 職員研修会の実施

職員の地球温暖化対策に関する意識啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修会、講演会等を年1回以上、積極的に実施します。

③ 環境価値の創出

本町が行う省エネルギー施策や再生可能エネルギー導入等の取組において、環境価値を創出することを検討します。

その方法の一つとして、J-クレジット制度を活用し、収益を地域へ還元することなどが挙げられます。

(2) 基本目標2. 環境にやさしい物品等調達の推進

① 環境にやさしい自動車の導入

「環境にやさしい自動車」とは、大気汚染物質の排出や騒音を抑え、燃費性能に優れた自動車の総称です。主な種類としては、電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）などがあります。

本町の公用車においても使用実態を精査し、台数の削減を図るとともに、公用車の買い替えの際は環境負荷の少ない自動車の導入を検討する必要があります。

一方、電気自動車（EV）の普及促進を図るためには、EV 充電設備（EV ステーション）の導入促進を図る必要があり、庁舎のほかに観光施設への導入も検討します。

② 環境にやさしい電力調達の推進

本町の公共施設で使用する電力は、小売電気事業者別排出係数の低い事業者と契約することにより、CO₂ 排出量を削減することができるため、再生可能エネルギー由来の電力割合の大きい小売電気事業者との電力契約を検討します。

③ グリーン購入の推進

本町で使用する物品等については、「グリーン購入の調達者の手引き」に示された「特定調達品目及びその判断の基準」を参考にし、購入・調達を検討します。

④ 地域産材利用の木造・木質化の推進

本町では「吉備中央町内の建築物における県産材の利用促進に関する方針」に基づき、公共建築物のほか、展示効果の高い民間建築物や、先駆的な中大規模建築物においても県産材の利用を促進していきます。今後は、町有施設の木造化・木質化を率先して進めることで民間への波及を促し、地域産木材の活用や関係機関との連携、普及啓発活動などを通じて、官民一体で脱炭素社会の実現を目指します。

(3) 基本目標3. 建築物の省エネ強化

① LED 照明の導入

町の建築物における照明設備については、LED 照明の導入割合を令和 12 (2030) 年度までに 100% とすることを目指すとともに、調光システムの導入を併せて検討し、適切な照度調整を行います。

② 高効率省エネルギー設備等の導入

空調設備や換気設備等、施設設備の老朽化などによる設備更新時には、事前に省エネ診断を実施し、LD-Tech 認証制度*による認証製品など、高効率省エネ設備の導入を検討します。

また、投資回収が見込まれる費用対効果の高いものについては、ESCO 事業や国庫補助金等の支援策を活用し、積極的に取り組むものとします。

③ 建築物の ZEB 化

本町が所有する建築物の新築、改築等を行う際は、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ、空気調和設備その他の機械換気設備、給湯設備等を導入することで省エネルギー対策を徹底し、さらに建物の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や省エネルギー基準への適合化も検討します。

(4) 基本目標 4. 再生可能エネルギーの最大限導入

① 公共施設への太陽光発電設備・蓄電設備の導入促進

本町の公共施設の建築物においては、2030（令和 12）年度までに太陽光発電設備を設置可能な建築物等へ 50%、2040（令和 22）年度までに 100% 導入する必要があります。

導入方法としては自己所有のほか、初期投資を抑制するリース、PPA などを検討し、事業採算性の評価を行いながら、導入の促進を図ります。

また、避難所等に指定されている施設には蓄電池の導入も検討し、平常時のみならず災害時においても町民等が安心・安全に過ごせるよう、自立・分散型エネルギーの確保に努めます。

② ペロブスカイト等の次世代太陽電池の率先導入

ペロブスカイト太陽電池は、従来のシリコン太陽電池にはない特性（軽い、薄い、折り曲げられる等）から、これまで設置の難しかった場所にも導入できる次世代の太陽光電池として期待が高まっています。

本町においても、建物の構造上設置が困難な建築物等への率先導入を検討します。

6 2050 年ロードマップ

本町の 2050（令和 32）年ロードマップは、具体的な取組施策を踏まえ、2030（令和 12）年度、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度、2050（令和 32）年度のマイルストーンとして、主な取組目標を掲げ全庁的に取り組んでいきます。

2050年カーボンニュートラルに向けた取組施策（基準年度（2024年度）比）	2030年度 短期目標 CO ₂ ：18%削減	2035年度 中期目標 CO ₂ ：33%削減	2040年度 長期目標 CO ₂ ：47%削減	2050年度 カーボン ニュートラル
●太陽光発電設備の導入（累計）	2030年度までに 170kW	2035年度までに 255kW	2040年度までに 340kW	
●LED照明の導入	2030年度までに 100%			
●省エネルギー設備の導入	随時			
●下水処理施設における省エネ改善	下水処理量あたりのエネルギー消費量を年平均2%削減			
●公用車の低炭素化	2030年度までに ハイブリッド17台	2040年度までにEV7台		随時更新
●電力の低炭素化	随時			
●職員の日常的取組	常時			
●地域産木材利用	随時			

図 3 2050 年ロードマップ

7 推進体制

本計画は本町の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であるため、町職員の自主性による取組に加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。また、本計画の推進には町の施策に関わる内容検討が必須であるため、全庁横断的な組織による施策検討の場である「地球温暖化対策実行計画実行委員会」と推進検討の場である「吉備中央町地球温暖化対策推進員会議」を中心とした推進体制を組むこととします。さらに、温室効果ガス削減施策を行政システムに取り入れることで、実行計画推進の効率化を図ります。

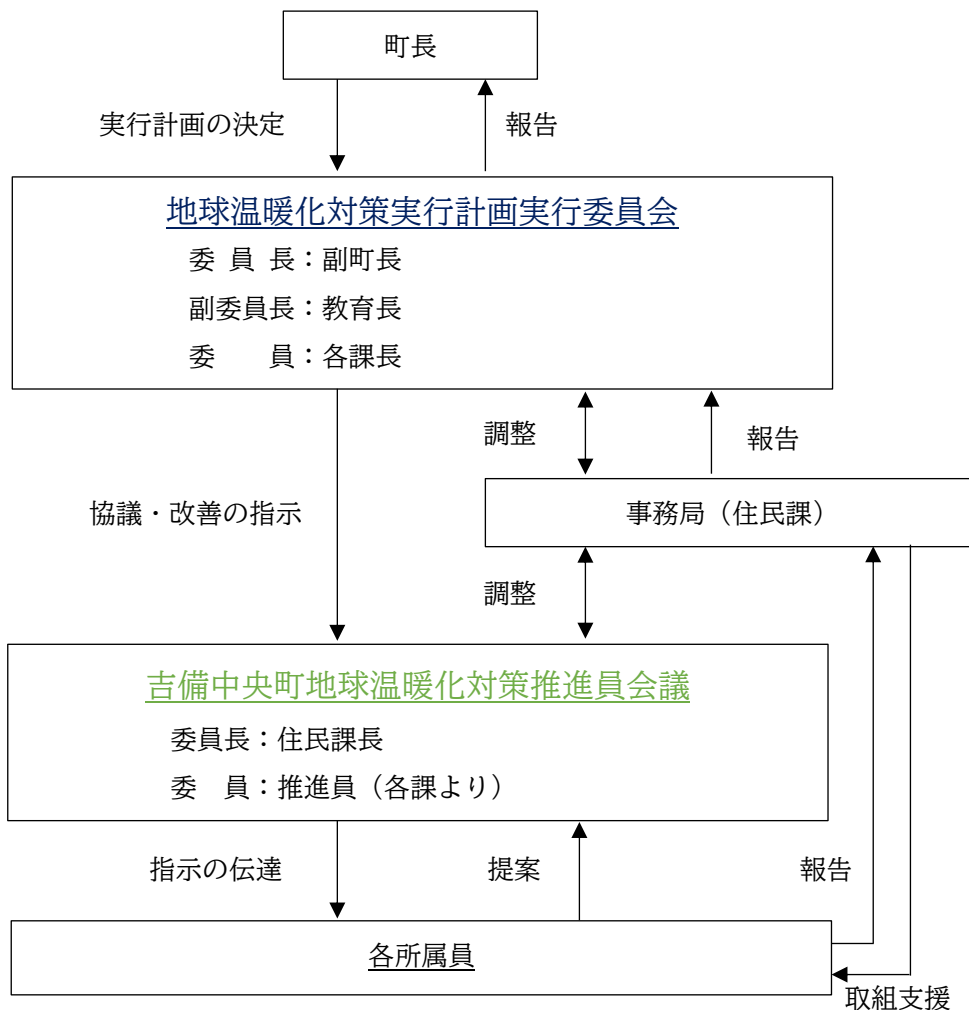


図 4 推進体制

吉備中央町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

概要版 2026年3月

吉備中央町 住民課 〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

TEL : 0866-54-1316 E-mail: E-mail:jyumin@town.kibichuo.lg.jp